

家庭裁判所の出張所を

藤沢地域に!

家庭内のお困りごとを
身近な裁判所で解決するために



平成30年(2018年)3月

神奈川県弁護士会

家庭裁判所出張所とは

～みなさんの家庭のお困りごとを解決するための裁判所～

家庭裁判所

次のような家庭内のお困りごとを解決するための裁判所です。金銭の支払などの紛争を解決する地方裁判所や簡易裁判所とは異なります。

次のような事件を家事事件といい、当事者間の話し合いによる自主的解決を目指す調停事件と裁判官が資料に基づいて判断する審判事件があります。

主な家事事件

- ① **夫婦や親子関係**
夫婦関係（離婚など）や子どもに関して（養育費、面会交流、子の引渡し、認知など）の揉め事がある（話し合いのあっせん、裁判官による判断）
- ② **成年後見**
知的障害、認知症などの判断能力が十分ではない方がいる（成年後見人の選任）
- ③ **相続**
遺産分割、相続放棄など

出張所

出張所は、家事調停事件など、家庭裁判所の仕事の一部を取り扱わせるために最高裁判所が設置します。今のところ、神奈川県内には家庭裁判所出張所はありませんが、全国的には77カ所の家庭裁判所出張所が簡易裁判所に併設されています。

藤沢に家庭裁判所出張所があると便利！

～家庭内のお困りごとを身近な場所で解決するために～

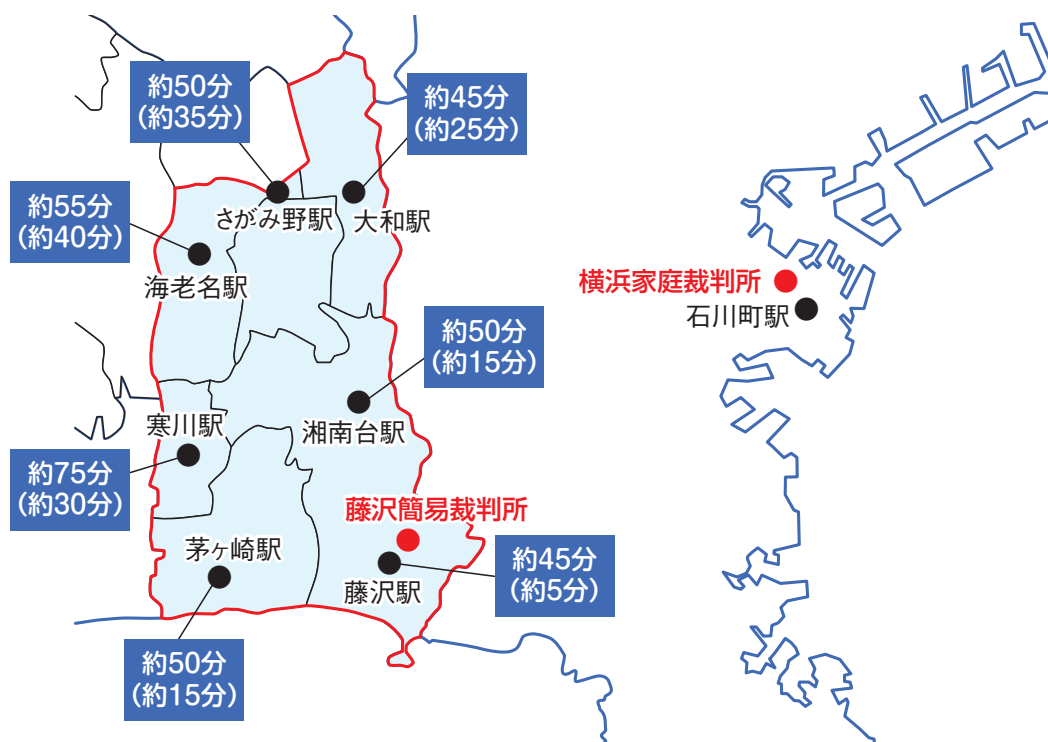
現 状

**簡易裁判所では
家事事件の解決は
できません！**

下記の赤枠内の地域には少額の金銭に関わる紛争を解決するための **藤沢簡易裁判所** はありますが、**家庭裁判所はありません。**

超高齢化社会を迎え、成年後見関係事件を初めとする家事事件が増えています。しかし！対象地域にお住まいの方々は、家事事件解決のために **横浜家庭裁判所** まで出向かなければならないのが現状です。**対象地域の人口は約116万人！！**

藤沢簡易裁判所管内（赤枠内）から、横浜家庭裁判所までの所要時間目安（括弧内は、藤沢簡易裁判所までの所要時間目安）



専門家に相談する場合には

藤沢簡易裁判所管内には、90名を超える弁護士が登録しています。

藤沢に家庭裁判所出張所ができれば、身近な弁護士に依頼をして、身近な裁判所で、家庭内のお困りごとを解決することもできるようになります。

家庭裁判所出張所を 藤沢に新設するために

藤沢市、茅ヶ崎市などの各自治体の議会では、身近な裁判所で家庭に関する課題を解決できるようにするため、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書が採択されています。

市民のみなさまに声をあげてもらえば、藤沢への家庭裁判所出張所新設もきっと実現します。

家庭裁判所出張所の新設活動について
みなさまのご意見をお寄せください。

神奈川県弁護士会

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

ご意見・お問い合わせは
こちらまで

☎ 045-211-7705

受付時間：月曜～金曜 9：00～12：00

（祝祭日を除く）13：00～17：00